

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：阿部建設株式会社
- 業者の住所：宮城県仙台市青葉区中江2-23-20
- 2 指名停止措置期間：令和7年9月19日から令和7年10月18日まで（1か月）
- 3 指名停止措置の範囲：全国の都道府県
- 4 事実概要
- 同社の元常務取締役は、水産加工会社の元代表らと共謀して不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関し、令和7年3月25日、仙台地方検察庁から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反の罪で起訴されたものである。
- 5 指名停止措置理由
- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の13

<指名停止措置基準>

措 置 要 件	期 間
別表第2	
1～12 略	
(不正又は不誠実な行為)	
13 別表第1及び前号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から全ブロックを対象として1か月以上9か月以内
14 略	